う審議会



理だより 橋本市

市街地開発事務所

No. 69

理審議会を設置しています。 適正に事業に反映させるため、諮問機関と して地区内の権利者からなる土地区画整 土地区画整理事業では、権利者の意見を

る人です。 宅地所有者と宅地について借地権を有す 成 了となり、改選を行うことになります。 土地区画整理審議会の第3期委員は、平成 25年2月2日をもって5年の任期が満 24年12月3日 | 現在で事業地区内の なお、選挙人名簿に登載されるのは、 橋本都市計画事業中心市街地第一地区 <u>Ψ</u>

〈審議会委員の構成〉

委員の定数 10 名

権利者委員 れ選挙されます。 て借地権を有する者からそれぞ 宅地の所有者及び宅地につい 8 名

す。 る者のうちから市長が選任しま 学識経験委員 事業について学識経験を有す (選挙はありません。) 2 名

平成 24年 12月

◇選挙人名簿の縦覧 ◇選挙期日の公告 平成25年1月4日金~1月17日休 平成2年1月1日冰 午前8時30分~午後5時15分

◇立候補届及び立候補推薦届の受付 平成25年1月30日冰~2月7日休 午前8時30分~午後5時15分 (土・日・の受付は

行っておりません)

◇選挙期日(投票日) 【市街地開発事務所にて】

平成25年2月20日冰

ません。 (8名)をこえない場合、投票は行い立候補者の数が選挙すべき委員の数 (8名)をこえない場合、

〈借地権の申告不受理期間について〉

了承ください の申告不受理期間となります。あらかじめご 簿確定の日)までの間は、施行者への借地権 12月4日から平成25年1月3日(選挙人名 今回の審議会委員選挙に伴い、平成24年

〈選挙の手続と日程〉

及び

異議申出期間

移転登記するか、又は選挙人名簿縦覧期間内に び被選挙権については、相続人の名義に所有権 亡しており、相続登記が未済の場合の選挙権及

(土・日・祝日も縦覧できます) 【市街地開発事務所にて】 ◇土地を共有している場合 認められます。 相続を証する書類を提出して相続人を確定し た場合に、その相続人に選挙権及び被選挙権が

場合、併せて1個の選挙権及び被選挙権を持つ ことになります。 1筆の土地を複数の権利者が共有している

発事務所まで提出してください 者1名を選任し、『代表者選任通知』を市街地開 この場合お手数ですが、共有者の中から代表

◇法人の場合

提示していただきますようお願いします 指定し、指定された方が投票を行います 投票に際して、『投票者指定証明書』を当日に 選挙人が法人の場合は、その法人が投票人を

〈選挙に伴う公告について〉

選挙に伴う各種公告は、次の5ヶ所に 掲示を行います。

- 橋本市役所掲示場(市役所前
- 橋本市役所

高野口掲示場(高野口地区公民館前)

- 橋本区まちづくり会館掲示板
- 橋本市市街地開発事務所掲示板 古佐田区民会館1階掲示板

〈選挙権・被選挙権について〉

◇相続登記未済の場合

土地登記簿に記載されている所有権者が

建設部 橋本市 市街地開発事務所

全体会が開催されました。

「はしもと紀の川水辺の会」

第③ゾーン 対象 43 件中 40 件契約済み

もと紀の川で 平成24年0

「水辺の会」全体会が開催され10月20日はに第12回「はし

移転補償の進捗状況について

第④ゾーン 対象 19 件中 14 件契約済み

紀の川ゾーン 対象 31 件中 23件契約済み

平成 24 年 11 月 1 日現在

ります。 の紀の川護岸工事の完了をもって解散とな水辺の会」は、その目的を達成し、今年度平成18年に結成された「はしもと紀の川 だ。 関係者の皆様、 長い間ご苦労様で

ハナミズキ譲ります



現在、紀陽銀行東側に仮植え しているハナミズキなどの樹木 をお譲りします。

ご希望の方は、市街地開発事務 所までご連絡ください。

TEL 0736-34-1235

雨水・汚水管布設のための夜間工事が完了 しました。沿道の皆様ご協力ありがとうご 9月末から行っていた国道24号沿い Ď



代間工事にご協力